

第20回中学生人権ポスター募集実施要領

1 主 催

厚木人権擁護委員協議会

(厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村)

横浜地方法務局厚木支局

2 目 的

次代を担う中学生のみなさんに、人権に関するポスターを描くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めていただき、お互いに相手の立場を考えた豊かな人間関係を築くことを目的とします。

なお、今年度の人権啓発活動重点目標は、「～人権啓発キャッチコピー～
「誰か」のこと じゃない。」となっています。

3 応募条件等

(1) 対 象

厚木人権擁護委員協議会管内（厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

(2) 内 容

上記2の目的に沿ったもので、次のようなことを題材としたもの

ア 「人権の共存」（お互いに相手の立場を考えて思いやりのある豊かな人間関係をつくる。）を表現したもの

イ いじめのない楽しい学校生活を表現したもの

ウ あらゆる差別（女性差別、障害者差別、部落差別、外国人差別、高齢者差別など）のない社会を実現することを表現したもの

エ その他人権尊重の重要性を広く人々に訴え、人権意識を育てるのにふさわしいもの

(注意)

① 本人が作成した未発表のものに限ります（他のコンテスト・展覧会等に重複応募しているものについては不可）。

② 他者が作成したアニメのキャラクターや詩など著作権が問題になる

と思われるもの（生成AIで作成したものを含む。）は使用しないで下さい。

(3) 規 格

四つ切り（54.5cm×39.3cm）又はB3（51.5cm×36.4cm）の画用紙

(4) 絵 具

人権啓発ポスターとして印刷するのに支障がないものであれば特に制限はありません。貼り絵やパソコンで作成した作品も可とします。

(5) 点 数

一人につき1点までとします。

(6) 表 示

「募集のしおり」の裏面に印刷された応募票に所定事項（氏名、ふりがな、学校名、学年、作品名、作品への想い）を記入し、本人が作成した未発表のものである旨のチェック欄にチェックの上、作品の裏面に応募票を貼付して応募して下さい。応募票は、複製（コピー）したものでも構いません。

(7) 提 出 先

各市町村人権擁護委員会
（事務局連絡先）

厚木市	市民協働推進課	TEL:046-225-2215
秦野市	市民相談人権課	TEL:0463-82-7618
大和市	国際・市民共生課	TEL:046-260-5175
伊勢原市	人権・広聴相談課	TEL:0463-94-4716
海老名市	市民相談課	TEL:046-235-4568
座間市	人権・男女共同参画課	TEL:046-252-8087
綾瀬市	市民課	TEL:0467-70-5605
愛川町	デジタル・協働推進課	TEL:046-285-2111
清川村	子育て健康福祉課	TEL:046-288-3861

(8) 応募締切日（(7)の提出先から主催者への作品提出期限）

令和8年9月24日（木）

なお、応募者から各市町村人権擁護委員会への応募締切日は、令和8年9月上旬とし、詳細は各市町村人権擁護委員会において決定します。

(9) 最終審査日

令和8年9月30日（水）

4 審査及び表彰

- (1) 各市町村人権擁護委員会で予備審査を行い、優秀な作品25点以内を最終審査に提出します。最終審査は厚木人権擁護委員協議会の会長、副会長、企画委員、こども人権委員幹事、清川村人権擁護委員、事務局長及び横浜地方法務局厚木支局長で行います。
- (2) 優秀作品については、表彰します。

5 応募作品の使用について

- (1) 応募作品の著作権は主催者に帰属するものとし、応募作品の一部を人権啓発活動（ポスター展での掲示やカレンダーへの掲載等）に使用します。
- (2) 応募票に記載された個人情報、本ポスター募集及び上記人権啓発活動を実施するために必要な範囲で使用し、それ以外の目的では使用しません。

6 主催者連絡先

厚木人権擁護委員協議会

厚木市寿町3-5-1 厚木法務総合庁舎

TEL: 046-222-3307

（平日の火曜日・9時30分～12時／平日の木曜日・9時30分～16時30分）

横浜地方法務局厚木支局

厚木市寿町3-5-1 厚木法務総合庁舎

TEL: 046-224-3163

（平日・8時30分～17時15分）